

達人

徹底解説

10分で分かる!

大法人の  
電子申告義務化制度



# SUMMARY

## 大法人の電子申告義務化制度の3つのポイント

Point 1 書類のすべてを電子で申告する必要

Point 2 地方税申告も義務化の対象

Point 3 令和2年4月以降開始事業年度分からの適用

# I . 大法人の電子申告義務化制度の概要

- 1 対象税目(注1)  
法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税
- 2 対象法人の範囲(注2)
  - (1) 法人税及び地方法人税
    - ① 内国法人のうち、その事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額（以下「資本金の額等」という。）が1億円を超える法人
    - ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社

- (2) 消費税及び地方消費税  
(1)に掲げる法人に加え、国及び地方公共団体

Point 3

- 3 対象手続  
確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書（以下これらを総称して「申告書」という。）

- 4 対象書類(4ページ参照)  
申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て

Point 1

- (注1) 地方税の法人住民税及び法人事業税についても電子申告が義務化される。  
(注2) 義務化対象法人には、人格のない社団等及び外国法人は含まれない。

Point 2

## 5 届出規定

電子申告の義務化の対象となる法人は、納税地の所轄税務署長に対し、適用開始事業年度等を記載した届出書(「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」)を提出することが必要。

※ 当該届出書は、令和2年4月1日以後使用可能となります。

### 【提出期限】

- ① 令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度において義務化対象法人となる場合  
当該事業年度開始の日以後1か月以内
  - ② 令和2年4月1日以後に増資、設立等により義務化対象法人となる場合
    - 増資により義務化対象法人となる場合  
資本金の額又は出資金の額が1億円超となった日から1か月以内
    - 新たに設立された法人で設立後の最初の事業年度から義務化対象法人となる場合  
設立の日から2か月以内
  - ③ 令和2年4月1日以後に義務化対象法人であって消費税の免税事業者から課税事業者となる場合  
課税事業者となる課税期間開始の日から1か月以内
- ※ なお、減資により、資本金の額等が1億円以下となった場合等により義務化対象法人でなくなった場合にも、届出書の提出をお願いする予定。

- 6 適用日  
令和2年4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)から適用

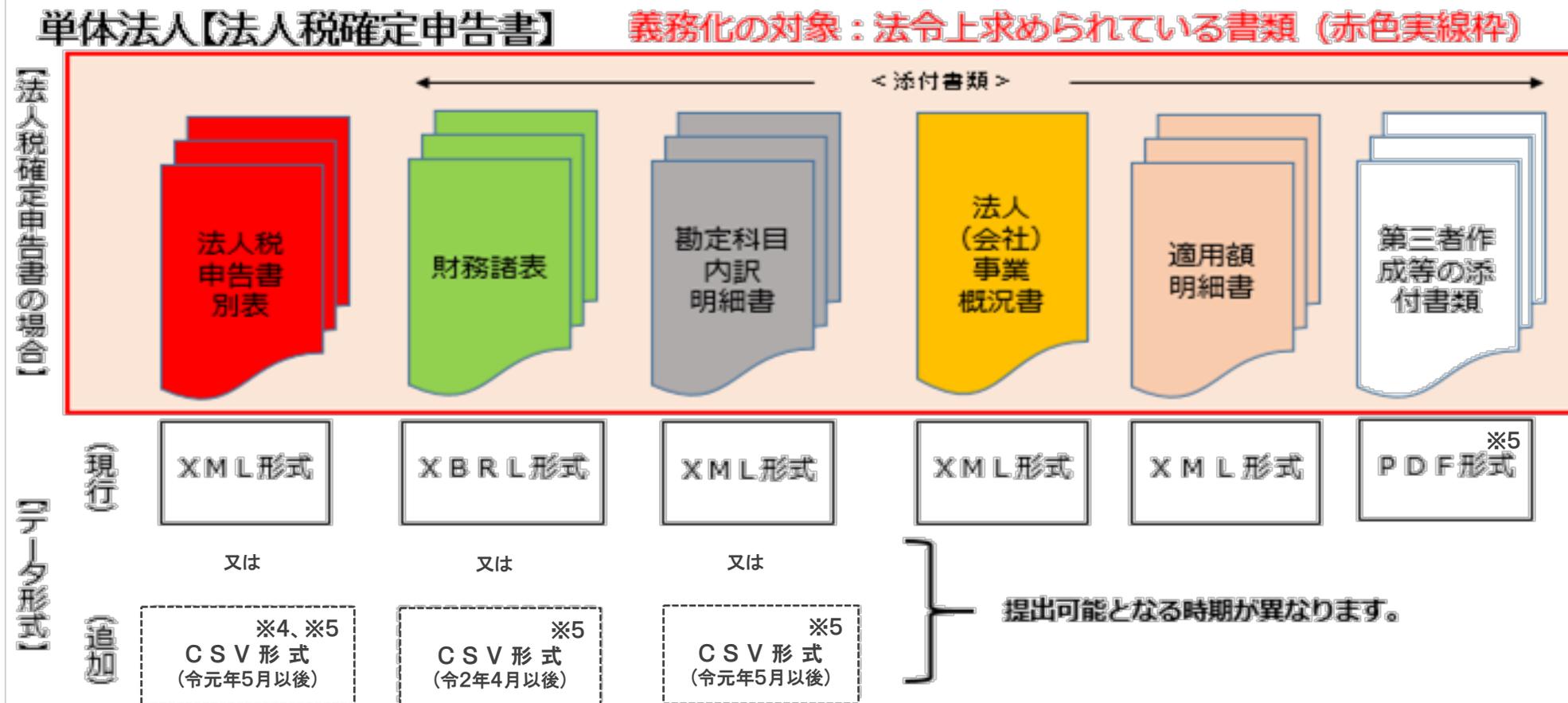
Point 3

- 7 例外規定  
 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であると認められる場合(注3)において、書面により申告書を提出することができるものと認められるときは、納税地の所轄税務署長の事前の承認を要件として、法人税等の申告書及び添付書類を書面によって提出することが可能。

(注3) 電子的に提出することが困難であると認められる具体的な事例

区分	具体的なケース
災害	自然災害・サイバー攻撃・停電等により企業内のインターネット環境に障害が発生し、オンライン手続が一時的に不能となった場合
その他の理由	経営成績の悪化(経営破たん)等により、インターネットの利用契約を解除した場合

## Point 1 書類のすべてを電子で申告する必要（対象書類）

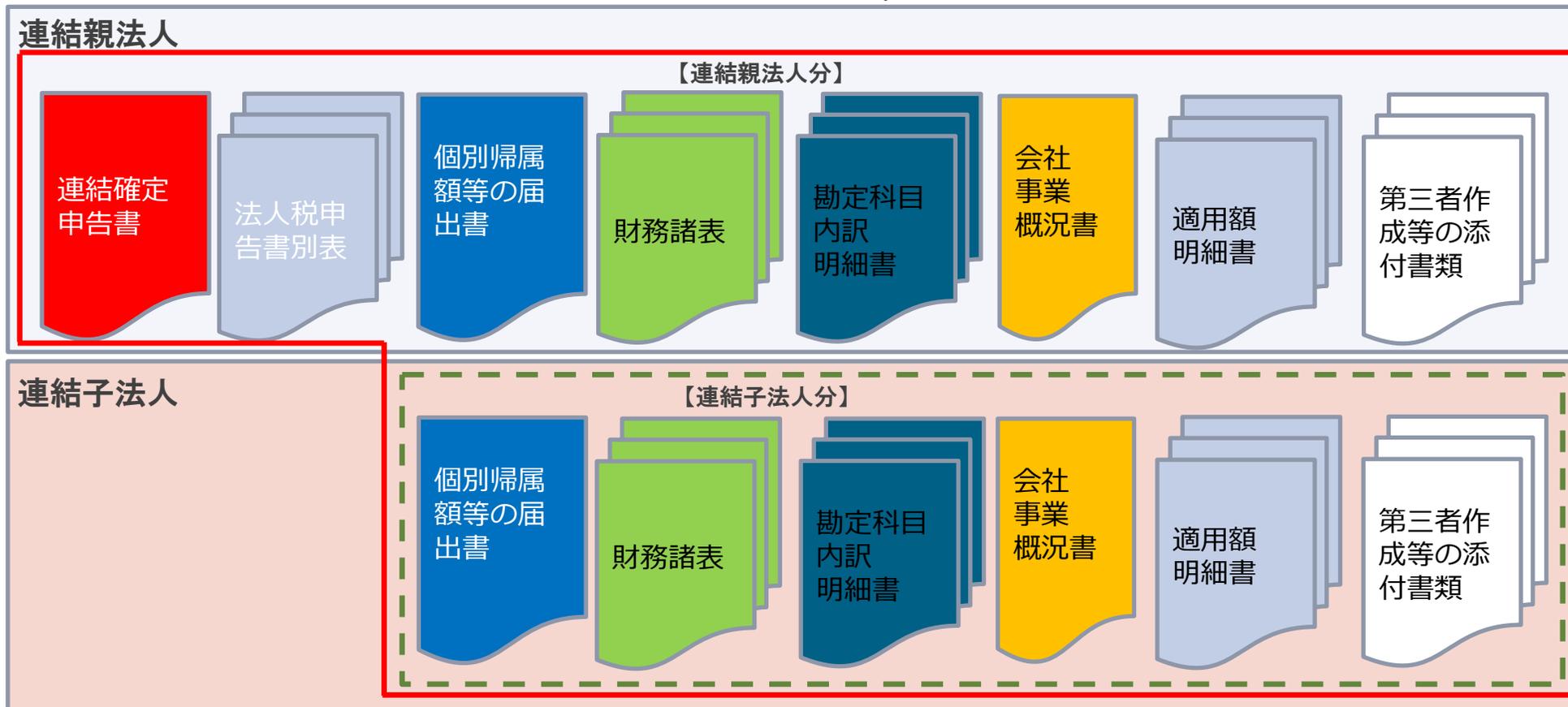


※4 別表の明細記載を要する部分のみとなります。  
対象となる別表はe-Taxホームページの「CSV形式による提出が認められる明細記載を要する部分がある法人税申告書別表等の一覧」をご確認ください。

※5 令和2年4月以後、光ディスク等による提出が可能となります。

○ 対象書類      法令上求められている書類 ← 義務化の対象（赤色実線部分）

【連結確定申告書の場合】



(現行)	XML形式	XML形式	XBR L形式	XML形式	XML形式	XML形式	PDF形式
(追加)		+ CSV形式 ※	+ CSV形式	+ CSV形式			

(注1)提出可能となる時期が異なります。  
※は別表の明細記載を要する部分のみとなります。

施策名	概要	適用開始時期(予定)
提出情報等のスリム化	① イメージデータ（PDF形式）で送信された添付書類の紙原本の保存不要化（全税目）	平成30年4月以後の申請等(実施済)
	② 土地収用証明書等の添付省略（保存義務への転換）【書面申告も同様】 <sup>(※)</sup> （法人税）	平成30年4月以後終了事業年度の申告(実施済)
	③ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化【書面申告も同様】 <sup>(※)</sup> （法人税）	平成31年4月以後終了事業年度の申告(実施済)
データ形式の柔軟化	④ <u>法人税申告書別表（明細記載を要する部分）のデータ形式の柔軟化（GSV形式）＜国税庁が標準フォームを提供＞（法人税）</u>	令和1年5月以後の申告(実施済)
	⑤ <u>勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化（GSV形式）＜国税庁が標準フォームを提供＞（法人税）</u>	令和1年5月以後の申告(実施済)
	⑥ <u>財務諸表のデータ形式の柔軟化（GSV形式）＜国税庁が勘定科目コードを公表し、それを含んだ標準フォームを提供＞（法人税）</u>	令和2年4月以後の申告
提出方法の拡充	⑦ e-Taxの送信容量の拡大（全税目）	平成31年1月以後の申告(実施済)
	⑧ 添付書類の提出方法の拡充（光ディスクなどによる提出）（法人税、地方法人税）	令和2年4月以後の申告
提出先の一元化	⑨ 連結納税の承認申請関係書類の提出先の一元化【書面も同様】 <sup>(※)</sup> （法人税）	平成31年4月以後の加入・離脱等(実施済)
	⑩ 連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化（連結親法人が連結子法人の個別帰属額等の届出書をe-Taxにより提出を行うことが前提）（法人税）	令和2年4月以後終了事業年度の申告
	⑪ 財務諸表の提出先の一元化（財務諸表を法人税申告書に添付してe-Taxにより提出を行うことが前提）（法人税）	令和2年4月以後の申告
認証手続の簡便化	⑫ 法人代表者の電子署名について、法人の代表者から委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能（法人が納税者となる全税目）	平成30年4月以後の申請等(実施済)
	⑬ 法人税等の代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止し、代表者の記名押印制度の対象【書面申告も同様】 <sup>(※)</sup> （法人税、地方法人税）	平成30年4月以後終了事業年度の申告(実施済)
その他	⑭ e-Tax受付時間の更なる拡大（全税目）	平成31年1月以後の申告(実施済)
	⑮ 法人番号の入力による法人名称等の自動反映（法人が納税者となる全税目）	令和1年5月以後の申告(実施済)
	⑯ 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除（法人税、地方法人税）	令和2年3月以後の申告

## Point 2 地方税申告も義務化の対象

### 1. 多くの自治体に申告書を提出する必要がある

- ・複数のデータを一括して処理（署名、送信）する機能が必要
- ・多数の申告を管理する機能が必要

### 2. 地方税特有の電子申告制度

- ・事前に「提出先・税目」を設定する必要がある

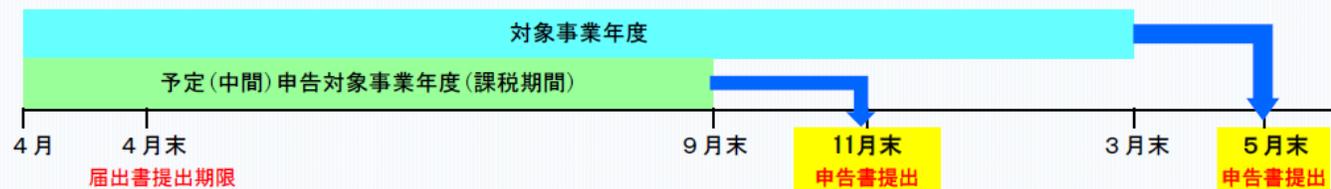
その代わり。。。

紙での提出と異なり、複数の自治体への申告も一括で可能、また、その場で申告結果（完了）が確認でき、納税も一括で可能となる。（電子申告のメリット）

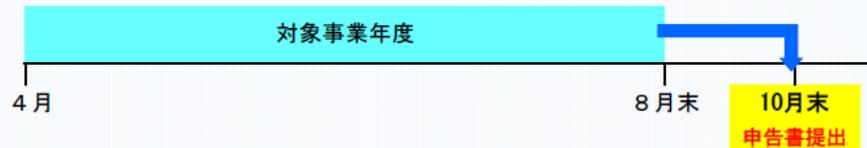
## Point 3 令和2年4月以降開始事業年度分からの適用（スケジュール）

○ 3月決算法人（申告期限の延長なし）の場合（黄色部分以降の申告から電子申告の義務化の対象）

① 決算期変更がない場合（予定（中間）申告あり）



② 決算期変更がある場合（3月→8月）



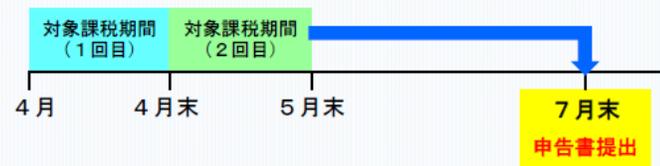
③ 消費税：期間特例選択（1か月）の場合



④ 消費税：期間特例選択（3か月）の場合



⑤ 消費税：中間申告（年11回）の場合



※ 修正申告については、令和2年4月1日以後開始する事業年度の修正申告から電子申告の義務化の対象となる。

期間特例を選択している場合、消費税だけが先行して適用になる場合も



# NTT DATA

Trusted Global Innovator